

## グループ討論記録（Bグループ）

（司会）広島県立文書館 長澤 洋  
（記録）神奈川県立公文書館 石原一則

【1月21日】

Bグループは、山田真介（税務大学校租税史料館）、柴田知彰（秋田県公文書館）、吉田 元（埼玉県立文書館）、坂野久子（愛知県公文書館）、長澤 洋（広島県立文書館）、赤地 緑（新座市立歴史民俗資料館）、石原一則（神奈川県立公文書館）に、塩満正哉（国立公文書館）が加わり都合8名で討議が行われた。

はじめに役割の分担が決められた。司会は長澤、全体討論の際の報告は柴田、記録は石原が受け持つことになった。議論の進め方については司会者の発案により、事例の交換だけでは論議が拡散する可能性があるため、公開制限の根拠規定に話題を限定して各施設の現状を報告し合うことから始められた。

各報告は事前に国立公文書館が行ったアンケート調査を、報告者が補足するという形をとった。報告の要旨は概ね以下のとおりである。Bグループ参加者の施設においては、公開制限の根拠規定は条例と内規とに分かれていた。しかし、実務的な公開／非公開の分別及び非公開の期間を規定する基準は、既にそれが用意されている施設ではすべて内規に基づくものであった。各施設の内規の構成は一樣ではなく、例えば公開／非公開の分別の基準をおおまかな類型に止める方法と、詳細な分類表を作りそれを具体的な事例に当てはめるといった方法などがあつた。また、制限期間は「100年、50年、30年」という段階を設けているところや、「無制限、50年、30年」というレベルを設定しているところなどがあり、施設によって差が見られた。実施の方法については、請求に関わりなく一定の時期に公開／非公開の判断をする施設と、請求があつた時点で行う施設の二通りであつた。また、判断主体については、「原課と協議する」と「公文書館等の判断による」とに分かれた。さらに、利用目的によって公開の範囲を広げて提供するいわゆる特別閲覧についても、制度の有無で二つに分かれた。

こうした相違について、アーカイブズ制度の歴史が浅い日本では致し方なしとされやすいが、複数の公文書館等を横断的に利用する利用者にとっては混乱の元になるという意見、また情報公開制度を根拠とする非公開情報が時の経過によって何故開示可能になるのか、という疑問が参加者から出されていた。

### 【1月22日】

午前の部がグループ討議に再度当てられた。Bグループは前日の根拠規定に関する各報告に続いて、現状の規定を一旦離れて資料の内容から公開／非公開について論議する方法をとった。各施設は資料を保存し公開するところなのであるから規定の有無に関わらず何らかの判断が求められている、という司会者の提案からである。

はじめに出された事例は、旧軍隊に関する昭和20年代の記録についてであった。記録には氏名、階級、部隊名その他、部隊の行動及び個人の消息等が記載され、行動記録の内には部隊からの逃亡、離脱、戦病死等の記述が含まれているとのこと。

報告者からは、暫定的なものとして公開／非公開の案が出されたが、その提案を受けた論議は記録の真偽に関するところに向いた。論議の要旨は以下のとおりである。

記録自体は戦後の調査によって作成されたものである。したがって記録の内容には伝聞に基づく記述も含まれている。その結果、事実と異なる内容が含まれている可能性がある。旧軍隊の行動記録の真偽を確認する手段は今となっては限られ、すべてを確認することは事実上不可能であろう。内容の真偽が問われる記録の公開／非公開の判断のされ方には、二通り考えられる。ひとつは、内容に疑わしいものもあるという前提が了解されていれば公開は妥当である、というもの。もうひとつは、記述内容の真偽にかかわらず個人を特定できる情報が公開されれば、本人又は遺族などが不利益を被ることはあり得る。したがって公開は妥当ではない、というもの。

次の事例は、道路や河川の改修事業に関する昭和40年代の記録についてであった。記録には公共事業を目的とした土地買収に関する所在地、所有者名、面積、鑑定評価額が記載されている、とのこと。

この事例について報告者からは、所在地、所有者名、評価額及び作成年代が判断の要素になること、技術的にも部分的なマスキングは困難であり、また登記簿等から所有者名が判明すれば含まれる情報のすべてが開示されるのと同様の結果となることから、一定の期間は非公開とし時の経過によって判断することになるであろう、という報告があった。

また、営業の秘密保護のための非公開期間について、公文書館施設と作成原課との間で判断の相違がでた事例の報告もあった。公文書館施設は財産情報に関して当人限りを想定していたのであるが、作成原課の判断は子孫にまで及ぶとするものであった、とのこと。

討議の場に提出された事例は他にもあるが、報告及びそれらについての論議から概ねふたつの課題が浮かびあがったように思われる。ひとつはいわゆる特別閲覧制度の妥当性であり、もうひとつは公開／非公開の全国基準は可能か、ということである。

特別閲覧を制度として設けている理由は、関係者の権利・利益保護または学術研究等による成果の公益性判断であろうが、関係者の範囲をどこまでとするか、また公益性の判断主体及びその合意形成の方法等は課題として残る。また、公開／非公開の全国基準を定めることは、個別の地域の、人間生活の関係の密度とも関わり一律に設けることは妥当か、という疑問も討議の中で出されていた。しかし、個人情報の地域性という考え方は今後の情報社会においては不可能ではないか、ということも指摘されていた。

いずれにしろ、上述のような課題を検討する上で素材になるものは複数の事例でしかなく、公文書館には蓄積された事例を社会的な文脈において解釈し、その実績を重ねて行くことが今後必要になるのではないか、という意見が大方を占めた。

以上の記録ははじめに石原が書き、その後参加者の加筆・訂正を経て、再度石原がまとめたものです。ご意見をお寄せくださった参加者の皆様に感謝します。